

特定非営利活動法人 日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）

定 款

特定非営利活動法人 日本歯科矯正専門医認定機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医認定機構と称し、英文名では The Japanese Board of Orthodontics(JBO)と称する。また略称として歯科矯正専門医認定機構の名称を使用する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区新橋六丁目7番9号新橋アイランドビル公益総研内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く社会に対して、歯科矯正学の発展に努めるために、矯正臨床に関する専門的知識と技量を有する者を認定し、社会からの信頼と評価を得られる専門医制度（認定歯科矯正医）の普及を図ることで国民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 認定歯科矯正医（認定歯科矯正専門医）の認定業務
- (2) 指導医及びその修練施設の認定業務
- (3) 歯科矯正専門医療に係る国内外の関係機関との交流及び協力
- (4) 歯科矯正医療及び歯科矯正学等についての学術研究
- (5) 歯科矯正医療及び歯科矯正学等に関する雑誌等の出版
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、一般会員及び認定歯科矯正医である専門会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 専門会員 この法人の事業に関する専門的知識を有する個人（認定歯科矯正医）
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 専門会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 専門会員以外の会員として入会しようとするものは、代表委員が別に定める入会申込書により、代表委員に申し込むものとし、代表委員は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表委員は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表委員が別に定める退会届を代表委員に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上18人以内

(2) 監事 1人以上4人以内

2 理事のうち、1人を代表委員とし、副代表委員を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表委員及び副代表委員は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表委員は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表委員以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表委員は、代表委員を補佐し、代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、代表委員があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、原則として報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表委員が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員及び専門会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(5) 事業報告及び決算

(6) 解散時の残余財産の帰属

(7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

- (2) 一般会員及び専門会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表委員が招集する。

- 2 代表委員は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した一般会員及び専門会員の中から代表委員が指名する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、一般会員及び専門会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知した事項について総会の決議により修正することができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員及び専門会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各一般会員及び専門会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員及び専門会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の一般会員及び専門会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した一般会員及び専門会員は、前2条、次条第1項及び第50条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員及び専門会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 一般会員及び専門会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員及び専門会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表委員が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表委員が招集する。

2 代表委員は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表委員がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知した事項について理事会の決議により修正することができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表委員が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表委員が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表委員が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表委員が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員及び専門会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 一般会員及び専門会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員及び専門会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

- 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員及び専門会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 委員会等

(委員会)

- 第55条 この法人に、理事会の議決を経て、認定審査委員会等の事業の遂行に必要な各種委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、理事会の議決を経て、代表委員が委嘱する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表委員が別に定める。

(顧問等)

- 第56条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は理事会で選出し、代表委員がこれを任免する。
- 2 顧問及び参与は、代表委員の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表委員が別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第58条 事務局長及び職員の任免は、代表委員が行う。

(組織及び運営)

- 第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表委員が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

- 第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表委員がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表委員	夕田 勉
副代表委員	関 康弘
理事	金井 鐘秀、齋藤 卓麻、澤端 喜明、宇津 照久、大木 淳、 天野 憲人、廣末 善久、与五沢 文夫、藤田 邦彦、三瀬 駿二
監事	中川 靖郎、小島 敏嗣
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して3ヶ月以内に開催する。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会員（個人及び団体）	入会金	1,000 円	年会費	2,000 円
(2) 専門会員（個人）	入会金	3,000 円	年会費	3,000 円
(3) 賛助会員（個人）	入会金	5,000 円	年会費	一口 5,000 円（一口以上）
（団体）	入会金	50,000 円	年会費	一口 50,000 円（一口以上）

附則

- 1 この定款は、東京都より定款変更の認証を受けた、平成18年6月7日から施行する。

附則

- 1 この定款は、東京都より定款変更の認証を受けた、平成25年10月29日から施行する。